

(令和8年4月23日現在)

(単位:円)

裁判官・検察官の給与月額表

裁判官		検察官		報酬・俸給	地域手当	扶養手当	初任給 調整手当	月額合計	6月期 期末手当	6月期 勤勉手当	12月期 期末手当	12月期 勤勉手当	年収合計額
最高裁長官				2,095,000	419,000			2,514,000	6,195,962		6,195,962		42,559,924
最高裁判事		検事総長		1,528,000	305,600			1,833,600	4,519,060		4,519,060		31,041,320
東京高裁長官				1,466,000	293,200			1,759,200	4,335,695		4,335,695		29,781,790
高裁長官		東京高検検事長		1,358,000	271,600			1,629,600	4,016,285		4,016,285		27,587,770
		次長検事、検事長		1,250,000	250,000			1,500,000	3,696,875		3,696,875		25,393,750
判 1		検 1		1,224,000	244,800			1,468,800	1,396,278	2,223,702	1,396,278	2,223,702	24,865,560
判 2		検 2		1,078,000	215,600			1,293,600	1,229,728	1,958,456	1,229,728	1,958,456	21,899,568
判 3	簡 ○	検 3		1,006,000	201,200			1,207,200	1,147,594	1,827,650	1,147,594	1,827,650	20,436,888
判 4	簡 1	検 4		852,000	170,400			1,022,400	971,919	1,547,871	971,919	1,547,871	17,308,380
判 5	簡 2	検 5		736,000	147,200			883,200	839,592	1,337,128	839,592	1,337,128	14,951,840
判 6	簡 3	検 6	副 ○	664,000	132,800			796,800	757,458	1,206,322	757,458	1,206,322	13,489,160
判 7	簡 4	検 7	副 1	604,000	120,800			724,800	689,013	1,097,317	689,013	1,097,317	12,270,260
判 8		検 8	副 2	546,000	109,200			655,200	622,849	991,945	622,849	991,945	11,091,988
	簡 5		副 3	477,100	98,020	13,000		588,120	873,267	1,017,952	873,267	1,017,952	10,839,878
補 1	簡 6	検 9	副 4	459,000	94,400	13,000		566,400	840,766	979,333	840,766	979,333	10,436,998
補 2	簡 7	検 10	副 5	424,100	87,420	13,000		524,520	778,099	904,870	778,099	904,870	9,660,178
補 3	簡 8	検 11	副 6	404,400	83,480	13,000		500,880	699,758	811,782	699,758	811,782	9,033,640
補 4	簡 9	検 12	副 7	379,900	78,580	13,000		471,480	658,368	762,601	658,368	762,601	8,499,698
補 5	簡 10	検 13	副 8	352,100	73,020	13,000	19,200	457,320	633,141	516,266	633,141	516,266	7,786,654
補 6	簡 11	検 14	副 9	337,300	70,060	13,000	31,800	452,160	607,355	494,566	607,355	494,566	7,629,762
補 7	簡 12	検 15	副 10	320,600	66,720	13,000	46,000	446,320	578,260	470,079	578,260	470,079	7,452,518
補 8	簡 13	検 16	副 11	311,600	64,920	13,000	54,100	443,620	562,580	456,883	562,580	456,883	7,362,366
補 9	簡 14	検 17	副 12	294,300	61,460	13,000	70,000	438,760	510,145	412,755	510,145	412,755	7,110,920
補 10	簡 15	検 18	副 13	285,500	59,700	13,000	75,100	433,300	495,480	400,413	495,480	400,413	6,991,386
補 11	簡 16	検 19	副 14	280,100	58,620	13,000	83,900	435,620	465,264	374,983	465,264	374,983	6,907,934
補 12	簡 17	検 20	副 15	276,300	57,860	13,000	87,800	434,960	459,219	369,896	459,219	369,896	6,877,750
			副 16	266,000	55,800	13,000		334,800	442,834	356,107	442,834	356,107	5,615,482
			副 17	257,800	54,160	13,000		324,960	410,262	328,695	410,262	328,695	5,377,434

(注)

- 1 裁判官及び検察官の項中、「判」、「補」、「簡」、「検」及び「副」は、それぞれ判事、判事補、簡易裁判所判事、検事及び副検事を示し、○印は、裁判官の報酬等に関する法律第15条の報酬又は検察官の俸給等に関する法律附則第3条の俸給を、アラビア数字は、前記両法律別表の号を示す。
- 2 地域手当は、東京都(特別区)(支給割合:20%)の場合の月額による(東京都(特別区)は1級地に該当)。
- 3 扶養手当は、子1人(13,000円)を扶養親族とする場合の月額による。
- 4 初任給調整手当は、副検事には支給されない。
- 5 「補5、簡10、検13、副8」から「補12、簡17、検20、副15」までの「月額の合計」及び「年収合計額」の各欄は、初任給調整手当を受ける者についての額を掲げた。
- 6 期末手当及び勤勉手当は、各支給月ごとの月額を掲げた。
ただし、「高裁長官」及び「次長検事・検事長」以上の者は、期末手当(3.5月分)のみで、勤勉手当の支給はない。また、「判1～8」、「簡〇～4」、「検1～8」及び「副〇～2」の者は、期末手当(1.35月分)及び勤勉手当(2.15月分)を、「補1～4」、「簡5～9」、「検9～12」及び「副3～7」の者については、期末手当(2.125月分)及び勤勉手当(2.525月分)を、「補5」、「簡10」、「検13」及び「副8」以下の者については、期末手当(2.525月分)及び勤勉手当(2.125月分)をそれぞれ掲げた。
なお、これらの手当の算定の基礎となる給与には、「補2」、「簡7」、「検10」及び「副5」以上の者については報酬又は俸給月額の25%を、「補3、4」、「簡8、9」、「検11、12」及び「副6、7」の者については報酬又は俸給月額の15%を加算した上、これらの者については更に報酬又は俸給月額にこれに対する地域手当を加えた額の20%を加算し、「補5～8」、「簡10～13」、「検13～16」及び「副8～11」の者については報酬又は俸給月額にこれに対する地域手当を加えた額の15%を、「補9、10」、「簡14、15」、「検17、18」及び「副12、13」の者については報酬又は俸給月額にこれに対する地域手当を加えた額の10%を、「補11、12」、「簡16、17」、「検19、20」及び「副14～16」の者については報酬又は俸給月額にこれに対する地域手当を加えた額の5%を加算した。